

長期間の 家庭教師契約

Q 中学生の息子のために家庭教師の契約をしました。その際指導に必要であると説明されて中学3年間分の教材を購入しました。しかし、家庭教師の指導に不満があり解約したいのですが、どうしたらよいですか。

A サービス契約は実際に受けてみないと、内容や自分に合うかどうかも分からず、長期の契約ではトラブルが起こりがちです。そこで、①契約期間が2カ月を超え、契約金額が5万円を超える家庭教師や指導付き学習教材の契約は、「特定継続的役務提供」として特定商取引法で規制され、店舗契約を含めてクーリング・オフや中途解約ができます。契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフができ、書面を送ることで一切の負担無しに無条件で契約を解消できます。②クーリング・オフ期間経過後も、理由に関係なく規定の違約金を払うことで中途解約ができます。教材についても学習指導に必要という説明を受けて購入していれば、「関連商品」とみなされ、一緒に販売契約の解約ができます。ただし、一定の損害を負担する必要があります。書面で解約を申し出ましょう。③勧誘に問題がある場合は契約の取り消しを申し出ることができます。

(契約するときの注意点)

- セールストークやパンフレットだけで判断せずに、契約書面の説明や内容を充分確認する
- 長期間にわたる高額で大量な教材の契約はできるだけ避け、教材は最小単位で学年ごとや必要な科目だけを契約するようにする
- 契約書面に中途解約の条項があることを確認し、解約料についても納得できる合理的なものであるかをよく検討する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



「うちエコ!」生活



現在、環境省によって「うちエコ!」が推進されています。「うちエコ!」は、「ウォームビズ」の取り組みを一般の家庭にまで広げ、衣食住を通じて「家(うち)」の中から地球温暖化対策を進めていこうという試みです。身近なことから気軽に始めることのできる「うちエコ!」。例えば次に挙げるようなことも立派な地球温暖化防止活動です。

○衣の「うちエコ!」

- ・タートルネックセーターの上にシャツやワンピースを着る、スカートの下にスパッツやジーンズを履くなど、重ね着をする(服と服の間のできる空気の層が保温効果を持ちます)

○食の「うちエコ!」

- ・サラダを温野菜にする、味付けに唐辛子を加えるなど、身体を温める調理方法を工夫する

- ・家族で1カ所に集まって鍋を食べる(体と心が温まり、無駄なエネルギーも消費せずに済みます)

○住の「うちエコ!」

- ・エアコンのフィルター掃除を定期的に行う、温水便座のふたは閉める、まめに電源を切るなど、家電の使い方に配慮する

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知っ得情報

グラグラッと突然の大きな揺れ、あなたは「身を守ること」と「火を消すこと」どっちを優先しますか

揺れを感じてすぐに火を消せるときは、火を消しましょう。ただし、揺れが大きいときは揺れがおさまるまで自分の身を守りましょう。自分自身が無事であれば、後から消火もできますが、無理に火を消そうとすると、鍋の油や料理が飛び散り非常に危険です。

例えば、てんぷらを調理していた場合でも、通常てんぷらを揚げる温度は約180℃、これに対し、てんぷら油の引火温度は約200℃。てんぷ

らを揚げる油の温度では火を近づけても油は燃えません。油に火が付くまでには少しの時間的な猶予があります。

また、現在は揺れを感じて自動的にガスを遮断するマイコンメーターなどの普及も進んでいます。

■「救出」と「消火」どっちが先か

家族が家具の下敷きになっているときに火災が発生。こんなときは場合にもよりますが、救出より消火を優先してください。火災は初期であれば容易に消すことができますが、一旦拡大した火災は簡単には消せません。全てが燃えてしまつては救出どころではありません。

■「1階」と「2階」どっちが安全か

2階で強い揺れを感じたとき、慌てて1階に下りてしまいがちですが、そこにかかる重量の関係から、実は2階の方が安全なのです。無理して1階に下りようとせず、そのまま2階で自分自身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って1階に下りましょう。

※くわしくは防災対策課(☎20-1523)へ。

～地震そのとき～ Q&A